



平成 29 年度税制改正

平成 29 年度税制改正大綱」が平成 28 年 12 月 8 日に公表され、平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定されました。今回はその中で話題となりそうな改正を一部ご紹介いたします。

所得税関係

(1) 配偶者控除の見直し

配偶者控除を受ける際の要件が変更されました。

変更された内容

1. 控除対象配偶者の合計所得金額
配偶者の合計所得金額が 38万円以下から85万円以下に変更されました。

2. 配偶者を扶養する方の合計所得金額に制限が設けられました。 控除金額は以下の通りとなります。

配偶者控除 所得税

配偶者控除 本人の合計所得金額	控除額	
	配偶者の年齢	
	69歳まで	70歳以上
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

住民税

配偶者控除 本人の合計所得金額	控除額	
	配偶者の年齢	
	69歳まで	70歳以上
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円

例：サラリーマンの夫とパート収入の妻のケース

夫の扶養になり配偶者控除を受けることができる妻の収入はこれまでの103万円から150万円になりました。

但し、改正前では、夫の年収については制限がなく妻の所得金額のみ（年収103万円以下かどうか）で判定され配偶者控除が受けられました。今回の改正により、妻の年収とは関係なく夫の年収が1,120万円を超えると配偶者控除が一部受けられなくなります。さらに 1,220万円を超えると控除は全く受けることができなくなり増税となります。



補足

仮に配偶者（妻）が150万円の収入を得た場合、夫は配偶者控除を適用することはできませんが、妻自身は給与所得が85万円あるために、基礎控除の38万円を差し引くと残り47万円の課税所得が発生します。ゆえに、妻は本人の所得税等及び住民税を納付することになります。

(適用時期)

この規定は平成30年以降の所得税、平成31年以降の住民税の計算より適用となります。



(2) 配偶者特別控除の見直し

配偶者控除に合わせて配偶者特別控除も変更されます。所得が85万円(給料の年収だと150万円)を超えた場合には、段階的に配偶者特別控除を受けることになりました。控除金額は以下の通りとなります。

なお、現行の配偶者特別控除と同様に夫の合計所得金額が1,000万円を超える方については適用ありません。

配偶者特別控除

本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
給料収入(参考)	1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下
配偶者の合計所得金額	控除額		
38万円超85万円以下※	38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者控除となります。

資産課税関係

(1) 非上場株式の評価方法の見直し
類似業種比準方式の見直しが行われました。

1. 同族株主等にかかる取引相場のない株式等の相続税評価は、評価対象会社の会社区分に応じ、類似業種比準方式または純資産価額方式、もしくはそれらの併用方式にて計算されています。類似業種比準方式による株価は、類似業種の株価(上場会社の平均)と、各比準要素(配当、利益、純資産)に関する、評価対象会社と上場会社との比率を用いて算定します。

その類似業種比準方式の評価要素として現行では配当、利益、純資産の比重を、1:3:1で計算されます。

今回の改正により、配当、利益、純資産の比重を、1:1:1とすることとされました。

2. 類似業種比準価額方式による株価算定の基となる、類似業種の株価(上場会社の平均)は、現行の評価では、課税対象月、その前月、前々月、そして前年平均の株価が用いられますが、改正により、「前2年平均」が追加されることとなりました。

3. 類似業種比準方式による株価は、会社区分(大・中・小)に応じ、類似業種比準方式または純資産価額方式、もしくはそれらの併用方式にて計算されます。今回の改正では評価会社の規模区分の金額等の基準の見直し、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されることとなりました。



補足

利益の比重が小さくなりますから、利益が株価に与える影響が少なくなります。ゆえにその年の利益や損失による株価への影響は少なくなります。逆に配当と、純資産の比重が大きくなるため、内部留保の厚い会社については、単年度の業績の高低がそのまま株価の評価に影響することは少なくなり、どちらかというとも株価が上昇すると想定されます。

超高層建築物に係る課税

階数	係数	改正後評価額	改正前評価額	差引評価差額	上昇率
21	105.128	51,250,000	50,000,000	1,250,000	2.50%
20	104.872	51,125,000	50,000,000	1,125,000	2.25%
19	104.615	51,000,000	50,000,000	1,000,000	2.00%
18	104.359	50,875,000	50,000,000	875,000	1.75%
17	104.103	50,750,000	50,000,000	750,000	1.50%
16	103.846	50,625,000	50,000,000	625,000	1.25%
15	103.590	50,500,000	50,000,000	500,000	1.00%
14	103.333	50,375,000	50,000,000	375,000	0.75%
13	103.077	50,250,000	50,000,000	250,000	0.50%
12	102.821	50,125,000	50,000,000	125,000	0.25%
11	102.564	50,000,000	50,000,000	0	0.00%
10	102.308	49,875,000	50,000,000	-125,000	-0.25%
9	102.051	49,750,000	50,000,000	-250,000	-0.50%
8	101.795	49,625,000	50,000,000	-375,000	-0.75%
7	101.538	49,500,000	50,000,000	-500,000	-1.00%
6	101.282	49,375,000	50,000,000	-625,000	-1.25%
5	101.026	49,250,000	50,000,000	-750,000	-1.50%
4	100.769	49,125,000	50,000,000	-875,000	-1.75%
3	100.513	49,000,000	50,000,000	-1,000,000	-2.00%
2	100.256	48,875,000	50,000,000	-1,125,000	-2.25%
1	100.000	48,750,000	50,000,000	-1,250,000	-2.50%
合計	2,153.846	1,050,000,000	1,050,000,000	0	0.00%

また、2年前平均を取り入れることで、上場企業の株価の急激な変動がそのまま評価対象企業の類似業種の株価に影響してくることは少なくなることが想定されます。

(適用時期)

この規定は平成29年1月1日以降に相続等により取得した財産について適用となります。

(2) 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

高さが60mを超える建築物（概ね20階建を超えるいわゆるタワーマンション）のうち、複数の階に住戸があるものについては居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者に按分する際に用いる、各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸のある階

層の差違による床面積当たりの取引単価の変化を反映するための補正率（階層別専有床面積補正率）により補正することになりました。

問題点（見直しの理由）

左の表より、税金を計算する上での評価方法について、実際の取引価額は高層階が高いにもかかわらず、改正前では1階も最上階も同じ評価として扱われていました。これが富裕層などに行き過ぎた相続税対策として用いられてきました。

例：左表は21階建てのマンション建物全体の評価が10億5千万円とした場合

(補正率)

階層別専有床面積補正率は、居住用超高層建築物の1階を100として、階が1階増す毎に10を39で除した数(約0.25)を加えた数値を係数として用います。

この評価方法だとちょうど真ん中のフロア(11階)は改正前と同額となります。そこからフロアが上がるごとに約0.25ずつ増加します。また、同じようにフロアが下がるごとに約0.25ずつ減少します。下記の表だと最上階(21階)の評価と改正により2.5%増加しております。また、最下層(1階)の評価は改正により2.5%減少しております。1階と21階では5%の差が生じます。



(適用時期)

この規定は、平成30年度から新たに課税されることとなります。(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)ゆえに既存のマンションは適用対象となりません。

不動産取得税についても、固定資産税と同様に階層別専有床面積補正率を用いて計算します。またこの改正により、相続税・贈与税の基となる財産評価についても今後影響が出てきます。



届出に関する変更

これまで法人や個人が納税地を変更した場合等、管轄の異なる税務署間での異動がある場合には、異動前及び異動後の所轄税務署に対して同じ内容の異動に関する届出を提出しておりました。改正により異動前の所轄税務署にのみ提出すればよいことになりました。

(担当：山本 修)